

合同会社PIX 介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称及び所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

合同会社PIX

東京都中野区本町 5-33-16 ドリームハウス 302

（目的）

第2条

介護の仕事に従事ことを希望する人が、介護事業所で働くために必要とされる基本的な知識・技術・倫理観を学び、地域を支える介護人材として活躍することを目的とする。

（実施過程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

ジャムラボ 介護職員初任者研修事業(通信)

（年度事業計画）

第5条 平成31年度の研修事業は、次のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	平成31年4月～平成31年5月	12名
第2回	平成31年6月～平成31年7月	12名
第3回	平成31年8月～平成31年9月	12名
第4回	平成31年10月～平成31年11月	12名
第5回	平成31年12月～平成32年1月	12名
第6回	平成32年2月～平成32年3月	12名
合 計		60名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

（1）下記のいずれかに該当する者

ア 東京都内又は東京都近郊在住、在宅で通学可能な者

イ 合同会社PIXの社員で、研修を必要とする者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

区分	内訳	金額(税込)	研修参加費用	納付方法	納付期限
第1回～ 第6回	受講料	30,000円	36,480円	一括納入	受講初日開 講式前まで
	テキスト代	6,480円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回～ 第6回	介護職員初任者研修課程テキスト	株式会社日本医療企画発行

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集する手続きは次のとおりとする。

(第1回～第6回)

(1) ホームページからの受講申込フォーム、又は当社指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受け付けは終了する。

(2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。

(3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

(4) 当社は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除については次のとおりとする。

科目の免除については、これを認めない。

(通信形式の実施方法)

第14条 通信形式については次のとおり実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、提出された添削課題について、下記(2)に基づき評価した結果が合格に達しない場合は、合格に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については課題の理解度及び記述の適格性・論理性に応じて、その研修回にお

いて該当科目を担当する講師が A、B、C、D の評価を行う。評価が C 以上の者を合格とする。

評価基準（100 点を満点とする）

A = 90 点以上、B = 80 ～ 89 点、C = 70 ～ 79 点、D = 70 点未満

（3）個別学習への対応方法

受講生からの質問については、電話及び FAX 又は電子メールにより受け付け、その研修会において該当科目を担当する講師に伝達する。担当講師が作成した回答は、受講生があらかじめ登録した方法により送付する。

（修了の認定）

第 15 条

修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

（1）成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、修了評価（筆記試験）より前に到達目標に達するよう支援する。

（2）修了評価は、筆記試験により行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況に評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。

（3）修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度に応じて合否を評価する。筆記試験及び実技試験の評価が合格に達した受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100 点を満点とする）

A = 90 点以上、B = 80 ～ 89 点、C = 70 ～ 79 点、D = 70 点未満

（研修欠席者・早退者の取り扱い）

第 16 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、10 分以上の早退をした場合は、その時間を欠席したとみなす。

（補講の取り扱い）

第 17 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1 時間につき 3,000 円の負担とする。

また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

原則として、補講は科目ごとに履修できるものとする。

補講及び修了試験の期限は、開校日より8カ月以内とする。病欠等によりやむを得ない場合は1年6カ月とする。

（受講の取消し）

第18条 次に該当する者は、受講を取消することが出来る。

- （1） 学習意識が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- （2） 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本文に反したもの
- （3） 東京都介護員養成研修事業実施要綱6（1）に規定する研修の履修期間内に終了しなかった者

（修了証明書の交付）

第19条 第16条により修了を認定されたものには、当社において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第20条 修了者管理については、次により行う。

- （1） 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- （2） 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

（公表する情報の項目）

第21条 東京都介護員養成研修事業実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページにおいて開示する内容は次のとおりとする。

<https://www.pabilityjam.com/>

（1）研修機関情報

法人格、法人名称、本社所在地、電話番号、代表者名、事業概要、研修執行事業所の名称、住所、電話番号、研修理念、学則、研修施設（会場）、設備、在籍講師数、研修事業沿革、事業所の組織

（2）研修事業情報

研修の概要（対象、研修のスケジュール、定員、研修受講手続き、費用、留意事項）、研修カリキュラム（科目別シラバス、研修の特色）、通信形式の実施方法（通信講習の科目及び時間、指導体制・指導方法）、実習無し、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）実績情報（過去の実習実施回数、研修修了者数）、各種連絡先（申し込み、問い合わせ、資料請求、苦情対応部署等）、研修評価（受講生アンケートの結果、自己評価）

(研修事業執行担当部署)

第 2 2 条 本研修事業は、当社初任者研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第 2 3 条

(1) 研修事業の実施に当たり、次の通り必要な措置を講じることとする。

研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修日の開講式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ② 住民基本台帳カードの掲示
- ③ 在留カード等の掲示
- ④ 健康保険証の掲示
- ⑤ 運転免許証の掲示
- ⑥ パスポートの掲示
- ⑦ 年金手帳の掲示
- ⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の掲示 等

(2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合は迅速に対応する。

苦情対応部署： 受講生担当窓口 電話 03-6753-9235

(3) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(4) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第 2 4 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附 則)

この学則は平成30年12月13日から施行する。